

落橋防止装置等に関する特記仕様書

第1条 受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-5 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査」に準じるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の（一社）建設コンサルタント協会宛て文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付け）を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

第2条 工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

- 1) 土木工事共通仕様書「1-3-14 桁製作工」に準じて行うものとする。
- 2) 溶接検査について
 - ①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。
 - ②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
 - ③内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ 2005（非破壊試験—技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。
なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
 - ④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波深傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
- 3) 溶接施工について
 - ①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員職員に提出するものとする。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に超音波深傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることが出来る。
 - ②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
- 4) 抜き打ち非破壊試験検査について
本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査実施することがある。
よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施について監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

第3条 検査等に合格した場合の瑕疵担保の取り扱い

検査（中間技術検査、完成技術検査及び既済部分検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

第4条 落橋防止装置等の設計図書における溶接種別の明確化等

落橋防止装置等の設計にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（形成27年12月25日付）に基づき、溶接種別を明示及び設計を合理的に実施すること。